

# 情報セキュリティ管理会議運営要綱

平成24年3月26日

23川総行情第1966号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報セキュリティ基準第2章2(2)に基づく情報セキュリティ管理会議(CSIRT。以下「管理会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 管理会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、川崎市情報化施策の推進に関する規則(平成19年川崎市規則第12号)第5条第3項に規定する情報監理者(以下「情報監理者」という。)をもって充てる。

3 副議長は、総務企画局デジタル化施策推進室長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務企画局総務部庶務課長

(2) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長

(3) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長

(4) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課担当課長  
(情報公開担当)

(5) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔デジタル改革〕

(6) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔情報システム調整〕

(7) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔情報通信基盤〕

(会議)

第3条 管理会議は、必要に応じて議長が招集し、その議長となる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 管理会議は、第4条の審議事項のうち特に重要な事案について審議する。

(幹事会の組織)

第3条の2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。

2 幹事長は、総務企画局デジタル化施策推進室長をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長が幹事の中から指名する者をもって充てる。

4 幹事は、第2条第4項に掲げる者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第3条の3 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 幹事長は、幹事会における審議事項及び審議結果を管理会議の議長に報告するものとする。

5 管理会議の議長は、前項の報告を受け、承認をもって管理会議の議決とすることができる。

6 幹事会は、第4条に掲げる審議事項のうち特に重要な事案については事前に審議等を行い、その審議結果に基づき幹事会として意見を集約し、管理会議に報告するものとする。

(審議事項)

第4条 管理会議及び幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 情報セキュリティ対策の企画及び立案に関すること。

(2) 情報セキュリティ対策に関する調査及び見直しに関すること。

(3) 情報セキュリティ対策に関する規定類の立案に関すること。

(4) 情報セキュリティ監査に関すること。

(5) 情報セキュリティの研修及び啓発に関すること。

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条に定める特定個人情報保護評価に関すること。

(7) 情報セキュリティ事故に関すること。

(8) その他情報セキュリティ対策に関すること。

(情報セキュリティ事故への対応)

第5条 管理会議は、サイバー攻撃等の情報セキュリティ事故が発生した際に、情報統括監理者（CISO）への報告や、国や関係機関との連絡調整、情報共有等、統一的な窓口機能を担う。

(管理会議の特例)

第6条 第3条の規定にかかわらず、第4条各号に規定する事項の審議に当たり管理会議を開催するいとまがないときは、審議事項を添えて、議長、副議長及び各委員宛て持ち回りにより諮ることとし、その決裁をもって議決とすることができる。

(庶務)

第7条 管理会議の庶務は、総務企画局デジタル化施策推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、管理会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(情報セキュリティ管理会議運営要綱の廃止)

2 情報セキュリティ管理会議運営要綱（平成19年3月30日川総シ企第1375号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。